社会福祉法人　長沼町社会福祉協議会旅費等の支給に関する規程

第１条　この規程は、本会の役員、評議員、部会員及び職員の会務のための旅費等の支給に関し、必要な事項を定める。

第２条　役員、評議員及び部会員の旅費は、次の区分により支給する。

区　分	支　給　額	附　　記
鉄道賃	普通運賃実費	
船　賃	普通運賃実費	
航空賃	支払った旅客運賃	
車　賃	車　賃　実　費	公共交通機関（バス）の料金を基本として支給する。ただし、この方法により算出できない場合は、１㎞につき３７円を車賃として支給する。なお、路程に１㎞未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
日　当	町内　２，０００円	一日につき２，０００円とする。
	町外　２，５００円	一日につき２，５００円とする。
宿泊料	実　　費	

第３条　職員の旅費は、次の区分により支給する。

区　分	支　給　額	附　　記
鉄道賃	普通運賃実費	
船　賃	普通運賃実費	
航空賃	支払った旅客運賃	
車　賃	車　賃　実　費	公共交通機関（バス）の料金を基本として支給する。ただし、この方法により算出できない場合は、１㎞につき３７円を車賃として支給する。なお、路程に１㎞未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
日　当	町内　　―　円	支給しない。
	町外　１，１００円	一日につき１，１００円とする。ただし、隣接市町の場合の日当は、支給しない。
宿泊料	実　　費	

第４条　役員、評議員及び部会員が会務として会長の認めた会議等に出席したときは、そ

のかかる費用として、一日につき２千円を支給する。

第５条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に会長が定める。

附　則

１　社会福祉法人長沼町社会福祉協議会旅費日当支給規程は、廃止する。

２　この規程は、平成２５年４月１日から施行する。